

26.18

平成30年（く）第251号 再審開始決定に対する即時抗告申立事件  
（原審 大津地方裁判所平成24年（た）第1号 再審請求事件）

再審請求人 阪原弘次外3名

有罪判決を受けた者 阪原 弘

抗告申立人 検察官

2020年（令和2年）6月18日

大阪高等裁判所長官 安浪亮介 殿

副主任弁護士 伊 賀 興 一

外弁護士一同

## 要 請 書

### 第1 要請の趣旨

本件について、公平・公正な裁判所の構成のもと、迅速な審理を行うための方策を講じられるよう要請します。

### 第2 要請の理由

1 本件は、いわゆる日野町事件について、2018年（平成30年）7月11日に大津地方裁判所が行った再審開始決定に対し、検察官が即時抗告を申し立てた事件です。同月17日の検察官による申し立て以来、既に2年が経過しようとしています。

本件は、現在、大阪高等裁判所第2刑事部に係属しておりますが、今般、本件の裁判長であった三浦透部総括裁判官が東京高等裁判所へ異動となり、その後任として長井秀典裁判官が部総括裁判官に着任されました。

そして、先日、第2刑事部より、長井秀典裁判官が三浦透裁判官に替わって本件の審理を担当するとの連絡を受けました。

2 しかし、長井秀典裁判官は、過去に本件の再審請求の審理及び判断に深く関わった裁判官です。

本件は、有罪判決を受けた故阪原弘氏の遺族が申し立てた再審請求事件（以下、「第2次再審請求」といいます）ですが、故阪原弘氏は、生前、自ら再審請求を行っていました（以下、「第1次再審請求」といいます）。

長井秀典裁判官は、大津地方裁判所に係属していた第1次再審請求の請求審の途中から裁判長として審理を担当し、2006年（平成18年）3月27日に再審請求を棄却する決定をしているのです。

3 第1次再審請求は、結局、即時抗告審の途中で阪原弘氏が死亡したことにより、最終的な決着をみないまま終了してしまいました。そこで、遺族が申立人となって申し立てたのが第2次再審請求です。

本件の審理は、形式的には第1次再審請求とは異なる手続であり、第1次再審請求の段階では存在していなかった新たな新証拠も多数提出されているところですが、対象としている確定判決や旧証拠は同一である上、少なくとも第1次再審請求の審理で取り調べられた新証拠も本件の新証拠に含まれています。

同事件についての過去の再審請求に関わったことが前審関与となるかどうかの法律論はともかくとして、長井秀典裁判官が上記のとおり過去に本件の審理に実質的に関わり、心証を形成した上で再審請求を棄却する決定を行ったことは動かしがたい事実です。このように本件に深く関わった裁判官が、過去に抱いた心証、予断をすべて排除して公平・公正な立場で審理にあたることができるかという点については長井秀典裁判官の主観がどうであるかはともかく、客観的には極めて疑問であり、裁判所の中立・公平性、公正性に対し、重大な疑義を生じさせることは明らかです。

4 なお、第1次再審請求の即時抗告審の審理中であった2008年（平成20年）11月、確定審の控訴審の審理を担当された小倉正三裁判官が係属部（大阪高等裁判所第5刑事部）の部総括裁判官に着任されるという、今回と類似の

状況が生じたことがあります。弁護団から係属部及び当時の大阪高等裁判所長官に対して、今回と同様の問題を指摘して公正性への配慮を求める要望を行ったところ、2009年（平成21年）3月2日付で第5刑事部から第1刑事部へ係属部の割替えがなされたという先例があります。

また、本件の原審である第2次再審請求の請求審が大阪地方裁判所に係属中であった2017年（平成29年）4月には、第1次再審請求の請求審の審理を担当し、陪席裁判官として再審請求棄却決定を行った伊藤寛樹裁判官が同裁判所刑事部総括裁判官に着任されましたが、弁護団から審理を担当しないように求める要望を行ったところ、伊藤寛樹裁判官は審理を担当せず、今井輝幸裁判官を裁判長とする裁判体により審理された先例もあります。

いずれの対応も裁判所の公平・公正に配慮した適切な対応であったと評価できます。

- 5 本件（当審）においても、上記先例と同様に、長井秀典裁判官が審理を担当されない体制がとられれば、裁判体の構成に対する公平・公正性への疑義は回避することができますが、仮に長井秀典裁判官が裁判長として本件の審理を担当されるならば、当弁護団としても判断の公平性、公正性に対して重大な疑問を抱かざるを得ませんし、裁判所あるいは再審手続そのものに対する社会的な信頼を大きく損なうことにもなりかねません。そして何よりも、憲法37条1項に規定された公平な裁判所の裁判を受ける権利を侵害する重大な疑義が生じます。

そこで、長井秀典裁判官が関わらない公平・公正な裁判所、裁判体のもとで本件審理が行われるための方策を講じられるよう要請します。

なお、仮に、他の部への割替えという方法をとられる場合には、第1刑事部には確定審の第1審を担当された坪井祐子裁判官及び第2次請求の請求審を担当された今井輝幸裁判官が、第4刑事部には第2次請求の請求審を途中まで担当された川上宏裁判官が、第5刑事部には長井秀典裁判官とともに第1次請求

の再審請求棄却決定を行った伊藤寛樹裁判官が各々配属されており、同様の事態が生じることにご配慮下さい。

- 6 前述の通り、本件が大阪高等裁判所に係属して以降、まもなく2年が経過します。しかしながら、これまで、弁護団の要請にもかかわらず一度も三者協議が行われたことはなく、ほとんど審理が進まないまま時のみ経過しています。加えて、最近になって、これまで審理を担当されてきた本件の主任である近道暁郎陪席裁判官及び三浦透裁判長が立て続けに異動となり、審理が振り出しに戻った感さえあります。

公平・公正な裁判所・裁判体のもと迅速な審理が行われるよう適正にご対応下さいますよう要請する次第です。

なお、本件要請について、本年6月26日午後4時半ころ貴職を訪ねることを予定しています。要請についての意見交換の機会といたく、合わせて要請します。

この時間帯にご都合がつかない場合、予備として、6月25日、午前中の時間帯であれば、弁護団としても調整可能です。

よろしく対応ください。

以上